

告 示

埼玉県告示第八百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
上尾そのだ眼科	上尾市宮本町三―二A―GEO タウン一階一〇八区画	令和七年五月一日
医療法人邦歯会にし むら歯科・矯正歯科	F 蓮田市本町一―二五ヤワラビル一	令和七年十月三十一日
坂詰歯科・矯正歯科	行田市中央一三―一二	令和七年十一月一日